

## 雑損控除詐欺はダメ！

個人が災害や盗難などの被害にあった場合に、確定申告することによって一定の所得金額を控除することができる制度として「雑損控除」があります。このほど、最近被害が多い、一定の「パスワード等の不正利用による」損失についてもこの対象になる旨、税務署が見解を明らかにしました。雑損控除の概要と、今回明らかにされた控除の対象となる損失について以下に掲げます。

### I 雑損控除の概要

#### 1. 適用要件

##### (1) 資産の所有者

①本人

②本人と生計を一にする所得金額等が 38 万円以下の親族

##### (2) 対象となる資産

居住用家屋、家財、衣服、現金、時価 30 万円以下の宝石・骨董品など

注) 生活に通常必要でない資産や事業用資産などは対象外

##### (3) 損失発生原因

災害(地震・台風・落雷・火災・害虫による被害など)、盗難、横領に限る

注) 自らの取り壊し、詐欺や脅迫は対象外

#### 2. 所得控除額

##### (1) 損失の金額

損害金額(注 1) + 災害関連支出(注 2) の金額 - 保険金・損害賠償金の受取金額(注 3)

注 1) 損失発生直前の時価を基に計算します。

注 2) 資産の災害による後片付け費用などです。

注 3) 個人が受け取る損害保険金及び損害賠償金で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して受け取るものは、原則非課税となります。但し、その受け取った保険金等は、損失の金額の計算上は控除しなければなりません。

##### (2) 控除額

次のいずれか大きい金額

① (1) の損失の金額 - 所得金額等 × 10%

② (1) の災害関連支出の金額 - 5 万円

#### 3. 控除しきれない損失の金額

翌年以後 3 年間に繰越、所得金額等から控除することができます。

### II 雑損控除の対象となる「盗難」に該当するパスワード等の不正利用による損失

1. インターネットバンキングの利用において、利用者番号、パスワード等を不正に利用して預貯金を払い戻されることにより、その預貯金口座名義人が被った損失。但し、パスワード等を記載したメモの紛失や第三者に知らせたことなど、本人の責任が大きい場合は対象となりません。

2. 他人のキャッシュカードやクレジットカードの磁気記録情報を不正に読み出してコピーを作成し、使用するいわゆる「スキミング犯罪」により、預貯金を引き出された場合の損失。なお、キャッシュカードの盗難により、預貯金を引き出された場合の損失も対象になる。

### III ふりこめ詐欺は対象外

加害者が被害者に対して、何らかの名目を偽り、指定口座に現金を振り込ませる詐欺の総称を振り込め詐欺といいますが、詐欺による損失は振り込め詐欺に限らず、本人の意思が働いており、本人の責任が大きいので、雑損控除の対象にはなりませんのでご留意を！

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。

大阪市天王寺区堂ヶ芝 1 丁目 11 番 16 号桃陽ビル 202 号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail [: nishikai@kiu.biglobe.ne.jp](mailto:nishikai@kiu.biglobe.ne.jp)

西野会計事務所

検索

